

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第三部 労働政策

## 第一編 連合国の対日労働政策

## 第一章 労働政策又は労働組合に関するGHQ関係官の意見

## 第一節 労働組合対策

連合国、特に事実上日本占領の主力であるアメリカの日本に対する労働政策は(一)一九四七年二月一日のストライキに対する中止命令以後四八年、四九年においても数回発せられたストライキに対する中止の勧告又は指令、(二)労働立法に関する示唆又は勧告等(例えば第二編第二章でみる国家公務員法改正に関する首相あての書簡)、(三)労働政策又は労働組合に関するG・H・Q関係官の意見表明および指導教育の三つに大別される。そのうち(一)については主として第二部で、(二)については第三部第二編で述べられているので、本編では主として(三)のうち重要なものについて見ることにする。その意味するところは資料そのものによって判断していただきたい。

## 第一節 労働組合対策

(一)「労働組合と日本の民主化」——一九四八年三月八日G・H・Q労働課労働教育班次長フーヴァー氏声明。

[ステートメント全文]

極東委員会の日本労働組合一六原則の第七条はつぎのように述べている。

労働組合およびその幹部が日本の民主化計画に団体として参加し、かつ軍国主義および独占的行爲を根絶するような占領目的達成のための諸方策に団体として参加することを奨励する。ただし、この参加奨励にあたっては、組合員と組合の利益を守るという本来の義務と責任の遂行を妨げないようにする。

この原則はいかに解釈されるべきであろうか。一部の組合指導者は、組合は経営者および政府のもっているあらゆる封建主義の残滓を独力で除去する特別の使命を持っていると考えているらしい。この態度は二つの点において、問題を余りにも簡単にしすぎている。第一に、それは民主的な分子は社会のあらゆる分野(労働者を含む)に存在している事実を看過している。また封建的な残滓も社会のあらゆる分野に存在する。社会のいかなる階級も、他の階級の悪を除去する責任を与えられていない。逆にそれぞれの階級はまず第一に自己の階級内の悪を除去する特別の責任を有する。

では、現在の労働運動の特徴の中で、封建的と呼ぶことのできるものは何であろうか。それにはいろいろあろうが、主要なものは二つある。その一つは温情主義的な賃金政策である。封建社会においては、一般人の責任は小さく、指導階級の責任は大きい。各人は社会階級における上級者に指導と指示を仰ぐ。他方、民主的社会においては、すべての市民が社会にたいする責任を担う。各人は自らの決心を決め政策の決定に参与する。選挙においては、労働者の投ずる一票も、首相の投ずる一票も同じである。日本の労働運動はこれらの傾向を二つとも有しており、それは封建主義と民主主義の混合物である。日本の労働組合には、幹部に組合を牛耳らせて、自分は組合に関与しない組合員が余りにも多い。

次に賃金政策についていえば、賃金政策を封建主義とか民主主義とかの言葉で論ずるのは普通ではない。しかし、これらの言葉を適用することは出来る。封建社会においては、経営者は父のごとく、雇用人は子のごときものである。経営者は労働者を飢えさせないようにするものと考えられていたが、同時に経営者は労働者を「その位置に縛りつけて」きた。英米の労働者は、(一)労働条件は団体交渉により労資双方で決定し、(二)私生活は自己の責任であって経営者に関係ない、という態度をとっている。組合は生産物の価値を基礎とする賃金を要求している。これに対して日本の賃金制度には封建的な特徴が若干ある。経営者の払う賃金は仕事の価値ではなくて、最低の必要の観念に基礎をおいている。経営者は仕事のないときも傭い続け、老後の世話をし、家族手当まで支給する。この制度は、労働者を経営者に依存せしめ、職の変更による地位の向上の意欲を封じる。

終戦後の「平和革命」において、労組は温情的賃金制度の廃止を主張するものと期待されたのにそれをしなかった。ただ、この賃金制度は、同一の仕事には男女とも同一賃金という点においてのみ変えられたが、これも労働基準法の結果であって、組合の交渉の結果ではない。時がたつにつれて、組合の要求はさらに「温情主義」的になってきたように見える。多くの組合は家族手当、退職金のみならず、結婚手当、葬儀手当、飢餓突破資金、越冬資金なども要求している。また組合役員の賃金支払いも要求し、現在では所得税の支払までも要求しはじめている。組合役員の賃金と所得税の支払要求は最も封建的である。なぜならば、これは労働者が責任感に目覚めていないことを示しているからである。労働者は代償を支払うことなく民主主義の特権を欲している。

適当なる組合費は民主的な労働組合にたいする代償であり、所得税は民主的政府にたいする代償である、口先だけでなく心から民主主義を奉ずるものは、喜んでこの代償を支払う、のである。しかし、これらの温情的特徴の全部が一夜にして除去しうるものでないことは認めなければならない。実際的には多くの障害がある。もし現在、家族手当が止められて、家族的に関係なく賃金が支払われれば、家族の多いものにとって少なすぎる賃金となり、家族の少ないものにとっては多すぎることになる。しかし将来、日本の経済情勢がよくなれば、基本給が労働者の収入の大部分となり、現在、経営者の行っている厚生活動の多くは政府が引きつぐことができる

経営者はこれらの賃金要求の多くを拒絶したが、全体として、彼らはこの温情的な賃金制度の継続と拡大を承認した。経営者は、恐らく、そうすれば労働者が自分の問題について組合や自分自身に解答を求めるより、むしろ会社に求めるようになるから、彼らの利益になることを知っているであろう。経営者は労組が自殺的な政策をとることを歓迎するであろう。

これらの事例によってみれば、封建主義は農民、経営者あるいは官僚の間にのみ見出されるものではない。より広い意味においては、それはまだ全日本に侵とうしている考え方である。しかし農民、経営者、官僚および労働者を含む全国民の間に見出される民主的目覚めは、この問題の明るい面である。従って日本の民主化にかんする国民各層の責任は、第一に、自分のことを民主化することであり、第二に、よりよき社会秩序を建設するため、階級や主義に関係なく、民主的勢力と協力することである。

日本労働年鑑 第23集／1951年版  
発行 1951年1月1日  
編著 法政大学大原社会問題研究所  
発行所 時事通信社  
2000年2月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---